

## 基地強化に抗議する高江住民テントの米軍による 暴力的撤去の中止を求める

2019年4月25日 日本平和委員会

沖縄防衛局は、沖縄県東村高江の米軍北部訓練場「N1」地区出入り口に市民が設置している監視テントに、「本日5時までに自主的に撤去しなければ、今後米軍が撤去する」との通知書を貼りだした。これにより本日午後5時以降、再び監視テントが米軍により一方的に撤去される危険が高まっている。このテントは、4月3日に在沖米海兵隊が通告もなく一方的に撤去したのに対し、住民らが新たな監視テントを設置したものである。

そもそもこの監視テントが設置されている場所は、日米地位協定2条4項a「合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域を自ら使用し、または日本国民に使用させることができる」にもとづき、沖縄県が県道として使用している日米共同使用区域である。その土地の管理権は沖縄県が持つことを、日本政府も認めている。これは、住民の意思を無視して日米政府が米軍ヘリパッド（オスプレイパッド）建設を強行したことに対し住民らが抗議の声を上げ、やむにやまねず設置したものであり、それは12年にわたって使用され続けてきた。それは米軍の活動にも、交通にも一切の影響を与えていない、住民の平和的生存権を守るための正当な行動である。

これに対し、米軍が沖縄県の管理権を無視して一方的にテントを撤去することは、日本の主権と国民の表現の自由を踏みにじる占領軍まがいの暴挙であり、断じて許されない。沖縄防衛局は米軍の代理人になってその暴挙を容認するのではなく、基地の被害を受けている被害住民の立場に立って、その権利を守る立場から、米軍に対し断固としてテント撤去の中止を求めるべきである。強くそのことを要求する。